

大垣市道路掘削復旧要領

大垣市建設部管理課・道路課

(趣旨)

第1条 この要領は、道路占用許可等により地下埋設の施設を新設、修繕又は廃止することに伴う道路掘削工事及び道路自費承認工事等（以下「掘削工事」という）の施工にあたり、遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(道路復旧の原則)

第2条 掘削工事の路面復旧工事は、道路機能を掘削前と同等以上にすることを原則とする。

(掘削の制限)

第3条 新設又は改修を行った舗装道路については、当該舗装工事終了後、次の各号に掲げる期間が経過するまでの間は、道路の掘削工事を許可しないものとする。

- (1) コンクリート舗装道路 5年
- (2) アスファルト舗装道路 3年
- (3) 特殊舗装道路(平板・カラーブロック等) 3年
- (4) 簡易舗装道路 1年

(掘削制限の適用外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は掘削工事を許可することができることとする。

- (1) 災害予防又は事故復旧工事等、危険防止のためのもの。
- (2) ガス又は上下水道の各戸給排水管引込工事及び電力供給工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの。
- (3) その他、市長が必要と認めたもの。

(掘削及び埋戻し)

第5条 掘削工事の掘削及び埋戻しの作業を実施にあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 舗装面の掘削に当たっては、事前に舗装カッター等を用いて粗雑にならないように舗装を切断しなければならない。
- (2) 掘削する長さは、当日中に埋戻しできる程度とし、最小限に止めること。
- (3) 掘削後の埋戻しは、市道占用工事アスファルト舗装復旧標準図（以下「標準図」という。）により、当日中に完了しなければならない。ただし、やむを得な

い場合で、掘削箇所の安全措置が十分に講じられ、道路管理者が認める場合はこの限りでない。

(4) 埋戻し材料の締め固めについては、次の方法によらなければならない。

ア 埋戻し工事は、原則として埋戻しの厚さ 30 センチメートル、路床部にあつては 20 センチメートルを超えない層ごとに十分締め固め、将来、陥没、沈下等を起こさないように施工すること。

イ 山留工を施工した場合は、埋め戻しに伴い地盤に緩みが生じないよう下部を埋め戻し、徐々に撤去すること。

ウ 掘削箇所が暗渠、橋台、側壁等の道路構造物の下、及び石垣の裏側等にある場合には当該箇所に砂やコンクリート等を十分に充填した後に埋戻しを行うこと。

(5) 埋戻し完了後、残材料等があるときはこれを道路外に搬出し、路面清掃をおこなうこと。

(仮復旧)

第 6 条 埋戻し工事が完了したときは、標準図に基づく舗装種別で必要な部分の仮復旧工事を速やかに施工しなければならない。ただし、歩道部や幅員が狭く交通量が少ない場合などは省略することができる。

なお、仮復旧工事の完了後から本復旧工事の完了までの期間において、掘削工事を行うものは定期的に現場を巡回し、路面の沈下その他不良個所が生じた場合は、ただちに材料補充等適切な措置を施し、通過交通に支障をきたさないようにすること。

(路面復旧)

第 7 条 舗装等の復旧に関する工事（以下「復旧工事」という。）の舗装構成について、標準図に基づく構成を参照し、掘削前の路面の強度を劣らない構成で施工すること。

なお、復旧範囲についても図 1、図 2 に基づき施工するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は標準図の範囲外においても復旧することとする。

(1) 影響幅から絶縁線（側溝、車道中央線、車両境界線、既設舗装打継ぎ目等をいう）までの距離が 1.2 メートル未満の場合は、絶縁線まで復旧すること。

なお、幹線道路等において影響幅が絶縁線（車道中央線、車線境界線）を超える場合は別途協議すること。

(2) 道路を斜めに掘削した場合には、道路に垂直に復旧すること。

(3) 歩道内の縦断及び横断占用工事については、原則全幅復旧とするが、影響幅か

ら絶縁線までの距離が 1.2 メートル未満の場合は、絶縁線までとすることができ
る。

(4) 横断掘削の場合、各戸への給排水管引込工事等を同時期に同業者が複数行う場
合で、影響幅を除いた距離が 3.0 メートル未満の場合、その区間を含めて復旧す
る。

(5) カラー舗装、平板ブロック等が設置されている場合の復旧方法は、道路管理者と
事前に協議すること。

2 掘削者は、本復旧工事完了の確認において手直しの指示を受けたときは、速やかに
手直しを行わなければならない。

3 本復旧の時期は仮復旧が完了し、一般交通に解放した後、路面の沈下その他不良個
所が生じていないことを確認したうえで、速やかに行うこと。

(掘削工事終了後の手続)

第 8 条 掘削工事を行うもの（以下「道路掘削者」という）は、掘削工事が完了したとき
は、道路管理者に工事完了届と写真（施工前、土被り、保護砂完了、各層ごと埋戻
し完了、路盤完了、舗装施工前、舗装厚、舗装完了）を遅滞なく市長に届け出て、市
職員の確認を受けなければならない。確認後、復旧状態が良好でないと認めた場合
は、道路管理者の指示に従い道路掘削者の負担において直ちに補修しなければならない。

(掘削工事完了後の措置)

第 9 条 掘削工事終了確認後、車道部は 2 年、歩道部は 1 年以内に掘削工事に起因して施
設補修を要する状態になった場合は、道路掘削者の負担において補修すること。ま
た、この期間経過後であっても明らかに施工の瑕疵があった場合は、道路掘削者の
負担において補修しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第 10 条 占用工事の瑕疵により生じた事故又は紛争については、道路掘削者が処理する
ものとし、第三者に損害を与えたときは、道路掘削者の負担において賠償しなけれ
ばならない。

(疑義)

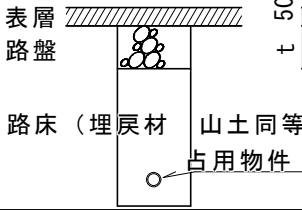
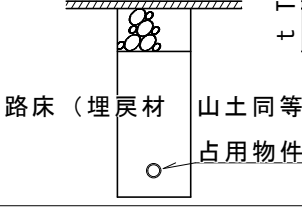
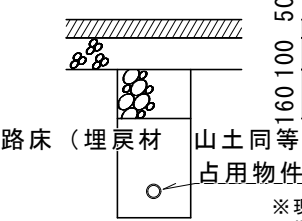
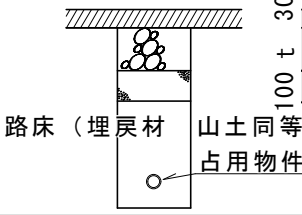
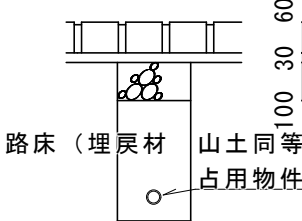
第 11 条 この要領に掲げた以外の事項については、その都度道路管理者が定める。

附則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

市道占用工事アスファルト舗装復旧標準図

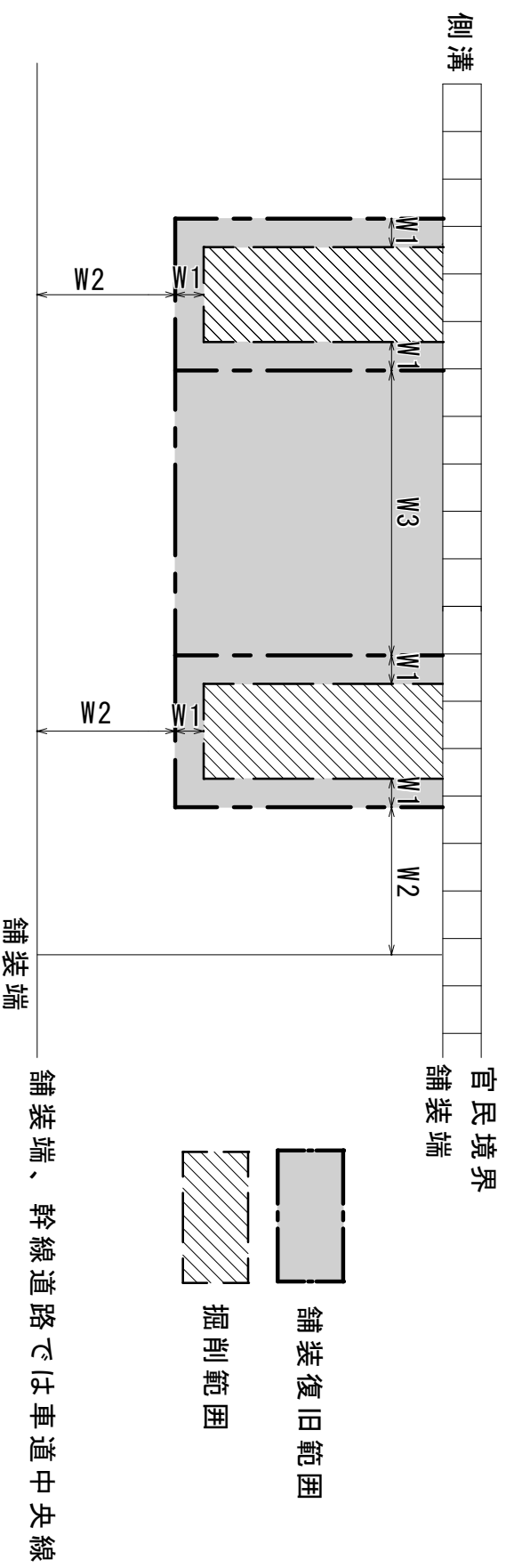
図 1

路線種別	舗装構成	仮復旧
生活道路 アスファルト舗装 ・車線無し	 <p>表層 路盤</p> <p>路床 (埋戻材 山土同等品以上)</p> <p>占用物件</p> <p>50</p> <p>t</p> <p>t=100mmとする場合RC30-0 t=120mm以上であればRC40-0 でも可</p>	常温合材 厚30mm 密粒AS 厚30mm
生活道路 防塵塗装	 <p>路床 (埋戻材 山土同等品以上)</p> <p>占用物件</p> <p>T</p> <p>t</p> <p>タール3層 T=30mm 常温合材 T=40mm t=100mmとする場合RC30-0 t=120mm以上であればRC40-0 でも可</p>	常温合材 厚30mm または、タール2層
幹線道路 ・2車線道路	 <p>路床 (埋戻材 山土同等品以上)</p> <p>占用物件</p> <p>50</p> <p>160</p> <p>100</p> <p>密粒AS TOP13mm 安定処理 RC40-0</p> <p>※現場の舗装構成が図と異なる場合、現況に合わせる。</p>	密粒AS 厚50mm ※交通量等の状況に適合するもの
歩道 アスファルト舗装	 <p>路床 (埋戻材 山土同等品以上)</p> <p>占用物件</p> <p>30</p> <p>100</p> <p>透水性AS又は細粒AS TOP13mm t=100mmとする場合RC30-0 t=120mm以上であればRC40-0 でも可 フィルター層 (砂 透水性舗装時に設置)</p> <p>※乗入れ部は別途協議</p>	常温合材 厚30mm
歩道 インターロッキング舗装	 <p>路床 (埋戻材 山土同等品以上)</p> <p>占用物件</p> <p>60</p> <p>30</p> <p>100</p> <p>インターロッキングブロック サンドクッション RC30-0</p> <p>※乗入れ部は別途指示</p>	常温合材 厚30mm

※上記の表にない特殊舗装は別途指示する。

舗装復旧幅基準図

図 2



- ・ 掘削影響幅 車道部 $W1 = 300\text{mm}$
- ・ 舗装端部 $W2$ が 1.2m 未満の場合、全幅員を舗装復旧すること。
- ・ $W3$ が 3.0m 未満で同時期に同業者が複数行う場合は、その区間を含めて復旧する。